

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成17年4月7日(2005.4.7)

【公表番号】特表2002-513386(P2002-513386A)

【公表日】平成14年5月8日(2002.5.8)

【出願番号】特願平10-511735

【国際特許分類第7版】

A 6 1 K 31/65

A 6 1 P 13/12

A 6 1 P 19/02

A 6 1 P 29/00

A 6 1 P 43/00

【F I】

A 6 1 K 31/65

A 6 1 P 13/12

A 6 1 P 19/02

A 6 1 P 29/00

A 6 1 P 43/00 1 1 1

【手続補正書】

【提出日】平成16年7月9日(2004.7.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手 続 補 正 書

16.7.-9 

平成 年 月 日

特許庁長官 小川 洋 殿

1.事件の表示 平成10年特許願第511735号

2.補正をする者

事件との関係 出願人

名称 ザ リサーチ ファウンデーション オブ ステイト
ユニヴァーシティ オブ ニューヨーク

外1名

3.代理人

住所 東京都千代田区丸の内3丁目3番1号
電話(代)3211-8741氏名 (5995) 弁理士 中村 稔 

4.補正命令の日付 自 発

5.補正により増加する請求項の数 15

6.補正対象書類名 明細書

7.補正対象項目名 請求の範囲

8.補正の内容 別紙記載の通り




請求の範囲

1. 生物系（人を除く）において一酸化窒素の生成を阻害する方法であって、一酸化窒素の生成量の減少を十分引き起こすだけの量のテトラサイクリン化合物を該生物系に与えることを特徴とする、前記方法。
2. 該テトラサイクリン化合物が該生物系においてほとんど抗菌活性をもたない、請求項1記載の方法。
3. 該テトラサイクリン化合物がメタロプロティナーゼ阻害活性を有する、請求項1記載の方法。
4. 該テトラサイクリン化合物が 6-デメチル-6-デオキシ-4-デジメチルアミノテトラサイクリン(CMT-3)、6- α -デオキシ-5-ヒドロキシ-4-デジメチルアミノテトラサイクリン(CMT-8)、4-デジメチルアミノテトラサイクリン(CMT-1)、ドキシサイクリン又はミノサイクリンである、請求項1記載の方法。
5. 該生物系が一酸化窒素生成の亢進を特徴とする症状をもつ哺乳動物である、請求項1記載の方法。
6. 該哺乳動物が一酸化窒素依存性糸球体炎症をもつ、請求項5記載の方法。
7. 該哺乳動物が変形性関節症をもつ、請求項5記載の方法。
8. 更にステロイド系又は非ステロイド系抗炎症剤の抗炎症量を該生物系に与えることを特徴とする、請求項1記載の方法。
9. 該生物系が誘導一酸化窒素合成酵素の異常に高いレベルの活性を特徴とする症状をもつ哺乳動物である、請求項1記載の方法。
10. 該生物系が試験管内細胞系又は生体外組織又は器官系であり、一酸化窒素生成の測定量が誘導一酸化窒素合成酵素の発現又は活性を表している、請求項1記載の方法。
11. 炎症症状をもつ哺乳動物（人を除く）の治療方法であって、該哺乳動物において一酸化窒素生成を十分阻害するだけの量のテトラサイクリン化合物を該哺乳動物に投与することを特徴とする、前記方法。
12. 該炎症症状が急性炎症症状である、請求項11記載の方法。
13. 該炎症症状が慢性炎症症状である、請求項11記載の方法。
14. 該テトラサイクリン化合物が該生物系においてほとんど抗菌活性をもたない、請求項11記載の方法。

15. 該テトラサイクリン化合物がメタロプロティナーゼ阻害活性を有する、請求項 11 記載の方法。
16. 該テトラサイクリン化合物が 6-デメチル-6-デオキシ-4-デジメチルアミノテトラサイクリン(CMT-3)、6- α -デオキシ-5-ヒドロキシ-4-デジメチルアミノテトラサイクリン(CMT-8)、4-デジメチルアミノテトラサイクリン(CMT-1)、ドキシサイクリン又はミノサイクリンである、請求項 11 記載の方法。
17. 生物系 (人を除く)において誘導一酸化窒素合成酵素の発現又は活性を阻害する方法であって、該生物系において誘導一酸化窒素合成酵素の発現又は活性を十分阻害するだけの量のテトラサイクリン化合物を該生物系に投与することを特徴とする、前記方法。
18. 該テトラサイクリン化合物が該生物系においてほとんど抗菌活性をもたない、請求項 17 記載の方法。
19. 該テトラサイクリン化合物がメタロプロティナーゼ阻害活性をもつ、請求項 17 記載の方法。
20. 該テトラサイクリン化合物が 6-デメチル-6-デオキシ-4-デジメチルアミノテトラサイクリン(CMT-3)、6- α -デオキシ-5-ヒドロキシ-4-デジメチルアミノテトラサイクリン(CMT-8)、4-デジメチルアミノテトラサイクリン(CMT-1)、ドキシサイクリン又はミノサイクリンである、請求項 17 記載の方法。
21. 炎症症状をもつ哺乳動物の治療用組成物であって、該哺乳動物における一酸化窒素の生成量の減少を十分引き起こすだけの量のテトラサイクリン化合物を含む、前記組成物。
22. 該テトラサイクリン化合物が該哺乳動物においてほとんど抗菌活性をもたない、請求項 21 記載の組成物。
23. 該テトラサイクリン化合物がメタロプロティナーゼ阻害活性を有する、請求項 21 記載の組成物。
24. 該テトラサイクリン化合物が 6-デメチル-6-デオキシ-4-デジメチルアミノテトラサイクリン(CMT-3)、6- α -デオキシ-5-ヒドロキシ-4-デジメチルアミノテトラサイクリン(CMT-8)、4-デジメチルアミノテトラサイクリン(CMT-1)、ドキシサイクリン又はミノサイクリンである、請求項 1 記載の組成物。
25. 該哺乳動物が一酸化窒素生成の亢進を特徴とする症状を有する、請求項 21

記載の組成物。

26. 該哺乳動物が一酸化窒素依存性糸球体炎症を有する、請求項 25 記載の組成物。
27. 該哺乳動物が変形性関節症である、請求項 25 記載の組成物。
28. 更にステロイド系又は非ステロイド系抗炎症剤の抗炎症量を含む、請求項 21 記載の組成物。
29. 該哺乳動物が誘導一酸化窒素合成酵素の異常に高いレベルの活性を特徴とする症状をもつ、請求項 21 記載の組成物。
30. 該炎症症状が急性炎症症状である、請求項 21 記載の組成物。
31. 該炎症症状が慢性炎症症状である、請求項 21 記載の組成物。
32. 炎症症状をもつ哺乳動物の治療用組成物であって、該哺乳動物において誘導一酸化窒素合成酵素の発現又は活性を十分阻害するだけの量のテトラサイクリン化合物を含む、前記組成物。
33. 該テトラサイクリン化合物が該哺乳動物においてほとんど抗菌活性をもたない、請求項 32 記載の方法。
34. 該テトラサイクリン化合物がメタロプロティナーゼ阻害活性をもつ、請求項 32 記載の方法。
35. 該テトラサイクリン化合物が 6-デメチル-6-デオキシ-4-デジメチルアミノテトラサイクリン(CMT-3)、6- α -デオキシ-5-ヒドロキシ-4-デジメチルアミノテトラサイクリン(CMT-8)、4-デジメチルアミノテトラサイクリン(CMT-1)、ドキシサイクリン又はミノサイクリンである、請求項 32 記載の方法。